

鳥取市学校給食配送事業に係る燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、鳥取市学校給食配送業務に係る燃料価格高騰対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、燃料価格の高騰により、大きな影響を生じている鳥取市学校給食配送業者に対し、燃料価格の高騰分を支援することにより、事業継続への負担を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取市小・中・義務教育学校へ学校給食（副食）を配送する事業者とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助事業者の配送車両のうち、次の各号のいずれにも該当するものの数に5万円を乗じた額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(1)鳥取市立学校給食センターを出発地及び到着地とするもの

(2)令和5年4月1日から申請日時点で学校給食の配送業務を継続しているもの

2 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を必要としない場合)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。